

医師国保の葉

広島県医師国民健康保険組合
TEL: 082-258-3177

医師国保の補助を利用して 人間ドックを受けませんか？

医師国保の人間ドック補助事業をご存じですか？

医師国保組合では人間ドック費用の一部を補助しています。
補助内容は次のとおりです。

補助対象者

「組合員(第1種・第2種・第3種)」及び「第1種・第3種組合員の配偶者」のうち、次の①及び②の両方に該当する方

- ①受検日の時点で組合に1年以上加入している方
- ②受検する年度(4月から翌年3月まで)に35歳になる方または40歳以上になる方

補助対象ドック

人間ドック(入院・外来)、脳ドック、肺ドック、PET検診

※人間ドックを常設している、広島県内の医療機関等で受検したものが対象となります。PET検診については、組合が契約している機関が対象となります。

補助額

検診費用(オプション料含む)の7割

※ただし、第1種組合員35,000円、その他の方25,000円を補助の上限とします。

その他注意事項

1. 自身(配偶者が受検される場合は組合員)の所属する機関での受検は補助対象外
2. 検査項目の一部をキャンセルした場合は補助対象外(やむを得ずキャンセルされる場合は、事前に組合へご相談ください)
3. 補助は、同一年度(4月から翌年3月まで)に、上記「補助対象ドック」のうちいずれかひとつを1回のみ
4. 補助金申請時には検診結果を組合に提出すること

昨年度(令和元年度)の補助利用状況

779名(補助対象者の約13%)が利用されました。

ご自身の健康管理に
人間ドックをご活用ください

10月～12月は特定健診受診強化期間です

特定健診は受けられましたか？ 1年に1度は必ず受診しましょう！
特定健診は、自己負担なし！**無料**で受診できます！

令和2年度の特定健診受診券は、6月下旬に医療機関宛^(注)に送付しております。

特定健診受診券を紛失等された場合は再交付することができますので、組合までご連絡ください。

なお、他の健診を受けているから特定健診は受診されないという方は、その健診の結果をご提供ください。事業主健診の結果の提供については手数料をお支払いしておりますので、詳しくは組合までお問い合わせください。

※特定健診は、**自家健診**（お勤め先での受診）も可能です。（特定健診実施機関に登録されている場合に限る）ただし、医師が自分で自分の健診をおこなうことはできないとされていますので、ご注意願います。

(注) 医療機関の所属がない状態で加入されている医師（保険証の医療機関住所欄が「※※※※」になっている方）については、ご自宅の住所へ送付しております。

保険料計算日の日程及び資格情報の入力規制について

当組合では、組合員皆様の毎月の保険料について、保険料計算日を定め、保険料にかかる計算処理を、下記日程で行います。

つきましては、下記の保険料計算日におけるこの時間内は、資格情報にかかる登録処理を規制することとなりますので、被保険者資格取得届及び氏名・住所変更届にかかる被保険者資格に関する登録処理及び被保険者証の作成業務等については、処理することができませんので、ご留意願います。

なお、入力規制時間中に受付けさせていただきました届書については、翌平日午前中に処理させていただきますので、ご承知願います。

記

| 保険料 | 保険料計算日 |
|----------|---------------------------------------|
| 令和2年11月分 | ※令和2年10月29日(木) (午後2時45分 から 午後5時15分まで) |
| 令和2年12月分 | 令和2年11月27日(金) (午後2時45分 から 午後5時15分まで) |
| 令和3年1月分 | 令和2年12月23日(水) (午後2時45分 から 午後5時15分まで) |